城陽市 自主点検表 【防災・防犯】 基準等・通知 等 備考 主眼事項 評価 1 非常災害対策計画 利用者の安全確 適 ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。 保及び非常災害 時の体制整備 否 ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含 まれているか。 介護保険施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 • 避難場所 • 避難経路 ・避難方法 災害時の人員体制、指揮系統 関係機関との連携体制 避難訓練 ① 水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。 ② されていない場合、実施予定時期はいつか。 ※ 策定すべき非常災害対策計画の内容について 火災・地震に関する計画に加え、今般の事案において風水害 によ る甚大な被害が生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状 況から台 風や風害に関する被害はどの地域でも起こりうると考 えられること から、それぞれの施設の属する地域・地形などを 考慮し、起こりう る災害に対し網羅的に対応できているかにつ いて確認すること。 なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防 及び防災部局と協議のうえ、決定すること。 1 情報の収集と連絡体制の確立 谪 水害対策 消防機関その他の防災機関との連携を密にし、気象状況等に関する情 報の収集や災害 発生のおそれ等に関する情報の伝達、提供が円滑に行 われる体制を確立するとともに、各職員間の連絡体制等についても再 点検のうえ、遺漏のないよう配慮すること。 2 入所者の状況の把握等 入所者(利用者)の状況を常時把握するとともに、災害に関する情報 を職員及び入所者に迅速かつ的確に伝達し、災害発生時の避難等が円 滑に行われるようにすること。 3 関係機関等との協力体制の確立 消防機関、府・市町村関係部署、近隣住民等とも日常の連携を密にし、 協力体制を確立すること。 1 日常の対応 防犯対策 (1) 所内体制と職員の共通理解 ○ 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・ 否 心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者 の安全や職員(嘱託の警備員等を含む。以下同じ。)の護身を含め、 防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企 図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っ

ているか。

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	○ 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。 ○ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立したりを禁じる場所とを区分けしたり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。 ○ 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。 ○ 来訪者に"どこへ行かれますか?" "何かお手伝いしましょうか?"といった声かけをすることとし、実践しているか。 ○ 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。 ○ 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。 ○ 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。 ○ 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。 ○ 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法(緊急連絡網)をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。		
	を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (2) 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。 (3) アンスター・アンスタ		
	 (3) 施設等と利用者の家族の取組み ○ 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。 (4) 地域との協同による防犯意識の醸成 ○ 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。 ○ 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。 		
	(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保 ○ 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。 ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示す		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ることも含む) ② 対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ) 例: 玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。 防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓 ガラス全面に貼り付ける。 防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。 ③ 接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ) 例: 道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。敷地や建物への出入口を限定する。 ④ 監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ) 例: 夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。防犯カメラを設置する。 ○ 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。 ○ 施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。 ○ 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を		
	講じているか。 (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 () 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。 () 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。 () 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。 () 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。 () 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。 () 施設外に掲示しているか。 () 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。 () 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。		
	 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応 (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 ○ 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。 ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近 		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。		
	事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、		
	複数の職員による対処体制を確立する。		
	・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、		
	その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示		
	に従うよう注意喚起する。		
	・利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協		
	議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体		
	等の協力を得る。		
	また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅		
	速に情報共有を行う。		
	・利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警		
	察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得るこ		
	ととし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記 1. (5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増		
	配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設		
	を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即し		
	た警戒体制を構築する。		
	(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所		
	者等への避難誘導等		
	〇 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をと		
	る体制を整備しているか。		
	・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそ		
	れがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利		
	用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに		
	連絡する。		
	事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者		
	を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数		
	の職員による協力体制を速やかに構築する。		
	・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利		
	用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応す		
	る。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある		
	者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の		
	過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに		
	刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保済		
	みであることを前提にその場から待避することも視野に入れた		
	りするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意す		
	る。		
	・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、		
	再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく		
	残って様子を見る等の対応をする。		
	・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであ		
	・ 不番者の立入りを受け フラ重人な結果に至らなかったとさ とめっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点		
	でも、特度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて原 検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具		
	検項目を見直すなど体制を登えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。		
	14119句明能性に即して、上記(1)の14利を唯体する。		